

公布された規則のあらまし

半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則（規則第 43 号）

- 1 半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例（平成 27 年佐賀県条例第 30 号）の施行に関し、不均一課税の申請期限、不均一課税申請書の様式その他必要な事項を定めることとした。
- 2 この規則は、公布の日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用することとした。
- 3 所要の経過措置を定めることとした。
- 4 2 に伴う申請期限の特例を定めることとした。

地方拠点都市地域の拠点地区内における県税の不均一課税に関する条例施行規則及び中心市街地における県税の不均一課税に関する条例施行規則を廃止する規則（規則第 44 号）

- 1 地方拠点都市地域の拠点地区内における県税の不均一課税に関する条例施行規則及び中心市街地における県税の不均一課税に関する条例施行規則は、廃止することとした。
- 2 この規則は、公布の日から施行することとした。